

(様式 3)

札幌市場管第 号
令和 5 年 (2023 年) 1 月 日

(宛先) 被指名者各位

札幌市長

指名通知書

次のとおり 指名競争入札 指名見積合せ を行いますので、参加してください。

記

1 契約担当部局

- (1) 所在地 札幌市中央区北12条西20丁目2-1 札幌市中央卸売市場水産棟4階
(2) 担当部局 札幌市経済観光局中央卸売市場管理課
電話 011-611-3111 メールアドレス shijo-nyusatsu@city.sapporo.jp

2 見積に付する事項

調達件名	札幌市中央卸売市場資源リサイクル施設製造物売払い		
規格・仕様等	仕様書のとおり		
見積等法	<input checked="" type="checkbox"/> 一堂に会する見積 (送付による見積: <input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可) <input type="checkbox"/> 全員送付による見積 ※送付期限 令和5年1月26日 ※送付先 上記1に同じ		
見積・開披日時	令和5年1月27日(金) 午前10時00分		
見積・開披場所	札幌市中央卸売市場水産棟4階入札室		
長期継続契約	<input checked="" type="checkbox"/> 対象外 <input type="checkbox"/> 対象 (履行期間: 年 月 日 ~ 年 月 日) 長期継続契約の対象となる調達は、地方自治法第234条の3に基づくものであるため、契約を締結する日に属する年度の翌年度以降において、当該調達に係る予算の減額又は削除があった場合には、契約を解除することがある。		
最低制限価格	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	低入札価格調査	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有

3 入札の手続き等

- (1) 入札の方法 総価で行う。
 単価で行う。

なお、決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した額をもって決定額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

また、見積金額が同価の見積者が複数いる場合、製造物の引取数量が多い者を契約の相手方とすることがあるので、見積書には製造物の年間引取数量も併せて記載すること (別添1「契約の相手方の決定方法について」参照)。

- (2) 入札保証金 免除する。
(3) 見積の無効 見積の条件に違反した者の入札、札幌市契約規則第11条各号の一に該当する見積及び札幌市競争入札参加者心得第8項各号の一に該当する見積は無効とする。
(4) 見積書様式 本市所定の様式 (様式4) により入札すること。

<裏面に続く>

- (5) 見積の代理 代表者（本通知書の宛先人氏名として記載されている者。以下同じ。）以外の者が入札する場合は、当該代表者から代理人への委任を行う旨を記載した委任状を提出すること。
- (6) 再度の見積 再度の見積は原則として2回までとする。
- (7) 見積合せの中止 見積者が1者となったときは、本件見積合せは中止し、当該1者を別途実施する製造物の売払いに係る特定随意契約の見積者として選定する。
- (8) 見積の辞退 見積は見積書を提出するまでいつでも辞退できる。また、当該辞退により不利益な扱いを受けることはない。
- (9) 遵守事項等 札幌市入札情報サービスに掲載する札幌市競争入札参加者心得を遵守すること。本件見積に関しては、札幌市競争入札参加者心得の記載中「最低」とあるものを「最高」に読み替えること。

4 契約の手続き等

- (1) 契約条件等 { ■ 別添「契約書案」のとおり
(添付の約款等は標準契約書・契約約款と ■同じ □異なる)
□ 札幌市入札情報サービスに掲載する標準契約約款のとおり
- (2) 契約保証金 免除する。
- (3) 契約書または請書の作成 要。ただし、詳細は契約担当課の指示によること。

5 送付による場合の見積書の提出方法

- (1) 持参する場合 封筒に入れ封印し、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）、開披日時及び調達件名を記載し、上記1あてに送付期限までに提出すること。
また、代理人が見積する場合にあっては、委任状は見積書と同封せずに提出すること。
- (2) 送付する場合 二重封筒とし、見積書を入れる封筒は(1)のとおり記載すること。外封筒には見積者の氏名（法人の場合はその名称又は商号）を記載すること。
また、代理人が見積する場合にあっては、委任状は見積書と同封せず外封筒に入れて送付すること。
なお、電子メール、ファクシミリ、電話その他の方法による見積は認めない。